

## 自由金利型定期預金〈M型〉（スーパー定期）商品説明書

商 品 名	自由金利型定期預金〈M〉型 スーパー定期S（預入金額300万円未満） スーパー定期M（預入金額300万円以上）	
	[単利型]	[複利型]
販売対象	・法人および個人の方	・個人の方のみ
期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式 1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・ 1年・2年・3年・4年・5年</li> <li>・満期日指定方式 1ヵ月超5年未満</li> <li>・定型方式の場合は、お預入時のお申出により自動継続（元金継続・元利金継続）の取扱いができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式 3年・4年・5年</li> <li>・満期日指定方式 3年超5年未満</li> <li>・定型方式の場合は、お預入時のお申出により自動継続（元金継続・元利金継続）の取扱いができます。</li> </ul>
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・1,000円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>	
払 出 方 法	・満期日以後に一括してお支払いします。	
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法  (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利（お預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。）</li> <li>・お預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。お預入期間2年以上のものは、中間利払日（お預入日から満期日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、お預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算</li> </ul>
税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。</li> <li>・法人のお利息は総合課税となります。</li> </ul>	
手 数 料	・なし	
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の方の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）</li> <li>・個人の場合は、マル優の取扱いができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）</li> <li>・マル優の取扱いができます。</li> </ul>
金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	

中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、(別紙 23 ページ)「定期預金の中途解約利率一覧表」のとおりお支払いします。なお、中間払利息がお支払いされている場合には、中途解約利息との差額を清算します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、(別紙 23 ページ)「定期預金の中途解約利率一覧表」及びお預入日から解約日の前日までの日数により、6ヶ月毎の複利計算した中途解約利息とともにお支払いします。</li> </ul>
<p>苦情処理措置 紛争解決措置 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。</li> <li>・ <b>紛争解決措置</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀弁護士会（電話：077-522-3238）</li> <li>・ 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）</li> <li>・ 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）</li> <li>・ 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</li> </ul> </li> </ul>	
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後の利息は、解約日またはご継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ 預金保険制度の対象預金です。</li> <li>・ 預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。</li> </ul>	

(令和6年7月17日現在)